

平成28年度第11回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成29年2月20日(月) 午後2時

召集場所 清須市役所 南館3階 第3会議室

開 会 平成29年2月20日(月) 午後2時

出席委員 19名

1番 大橋 浩	2番 渡辺 秋郷	3番 山田富士雄	4番 横井 満之
5番 浅井 尊弘	6番 齊藤 嘉男	7番 横井 忠勝	8番 中野 浩光
9番 猪子 勝三	10番 加藤 重雄	—————	12番 石黒 鉦俊
13番 石塚 芳政	14番 加藤 定雄	15番 後藤 鉄雄	16番 後藤 末秋
17番 加藤 和伸	18番 星野 満	19番 木村 芳彦	20番 加藤 頌茲

欠席委員 1名

11番 花木 満

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 石田 隆

主 事 佐藤 嘉起、石塚 正己、安藤 敏秀、野口 泰司

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件

議案第31号 清須市農地利用最適化推進委員の募集等に関する規則案

議案第32号 清須市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱案

議案第33号 清須市農地利用最適化推進委員の募集

議案第34号 農用地利用計画変更の申出 …………… 1件

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請 …………… 1件

議案第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請 …………… 1件

議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 …………… 4件

(2) 報告案件

報告第33号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …………… 9件

報告第34号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …………… 25件

報告第35号 農地改良の届出 …………… 2件

2 その他

- ・ 平成28年度利用状況調査（遊休農地調査及び荒廃農地調査）及び利用意向調査実施結果一覧の再配布

会

長 皆さん、こんにちは。2月に入り、除々にですが、季節は春に向かって進んでいます。しかし、まだまだ寒い日もありますので、体調管理に、十分注意してください。

さて、(中略)また、「清須市農業委員会の弔事の基準」に基づきお見舞金を持参しましたので報告いたします。なお、(中略)

では、ただいまから、平成28年度第11回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席議員は19名で、定足数に達していることをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

本日は4番、横井満之委員と6番、齊藤嘉男委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

「1 提出案件」「(1) 議決案件」について、

- ・「議案第31号 清須市農地利用最適化推進委員の募集等に関する規則案」
- ・「議案第32号 清須市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱案」
- ・「議案第33号 清須市農地利用最適化推進委員の募集」
- ・「議案第34号 農用地利用計画変更の申出」1件
- ・「議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請」1件
- ・「議案第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請」1件
- ・「議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請」4件

「(2) 報告案件」について、

- ・「報告第33号 農地法第4条1項7号の規定による届出」9件
- ・「報告第34号 農地法第5条1項6号の規定による届出」25件
- ・「報告第35号 農地改良の届出」2件

です。それでは議案第31号から議案第33号は関連がありますので一括して事務局に説明を求めます。

事 務 局

議案第31号から議案第33号は農地利用最適化推進委員の公募に関する議案です。関連する農業委員の定数条例などは、12月の議会にて議決されており、その細則について審議を求めるものです。皆様

もご存知のとおり、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員は公選制から市長の任命制に変わります。定数は20名から14名となります。また、農業委員に加えて、農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員が新設されることとなりました。

「議案31号 清須市農地利用最適化推進委員の募集等に関する規則案」について説明します。農業委員会の委員は、市長が任命するものですので、関係の規則は市長が定めます。農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則は農業委員会が制定するものです。

第2条の推進委員の数及び担当する区域は、4ページにある別表のとおり北部地区、西部地区、南部地区に分けそれぞれ1名を委嘱します。第3条で応募の方法を定めており、個人推薦、団体推薦、自己応募の3とおりです。第4条で周知方法を規定し、市の掲示板に掲示する方法、広報へ掲載する方法及び市のウェブサイトに掲載する方法により行います。第5条で推薦及び応募の手続きを定めており、5ページ以降の所定の様式により提出します。第6条にて応募の期間をおおむね1ヶ月とし、第7条で中間及び終了後にウェブサイト及び閲覧の方法により公開する旨を定めています。第8条の選考方法は、評価委員会に諮り決定する旨を定めています。

続いて「議案第32号 清須市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱」を説明します。12ページをご覧ください。

これは推進委員の候補者を選定する組織を設置するための規則です。農業委員会の委員を選考する選考委員会と同様の規定となっており、委員は農業委員会長を含め5名で、任期は3年です。

続いて「議案第33号 清須市農地利用最適化推進委員の募集」を説明します。15ページをご覧ください。規則や要綱は、推進委員の募集についての基本的なルールを定めており、この議案はそれらに基づき今回の募集について具体的に定めるものです。募集の期間は、3月中とし、申込みの方法など具体的に定め、広く周知するための募集要項です。

会 長 説明が終わりました。この案件について、ご質問、ご意見などございましたらお伺いいたします。ご意見ございませんか。

加藤 頌 茲 委員 既に条例化しているとのことですが、議会でどういう議論があったか聞かせてください。改正して、うまいこといくのかという法改正ですので、細かい詰めが必要になってくるかと思います。

事 務 局 一部の議員の方からは質問をいただいたものの、そういう議論は

ありませんでした。

加藤 頌 茲 委 員 条例は作ったけれども、規則は農業委員会に委任されたということですね。

渡 辺 委 員 選考委員と評価委員はどちらも5名だが、同じ人が兼ねるのですか。

事 務 局 必ず兼ねるといふわけではございませんで、それぞれの立場で選考していただくものです。評価委員会は、現場を知っているより実践的なメンバーで選定していくことが適切と考えています。

会 長 他に質問、ご意見ございませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として承認してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、承認することといたします。

続いて「議案第34号 農用地利用計画変更の申出」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第34号をご覧ください。この案件は、申出人から清須市長あてに、農用地の利用計画変更の申出が提出され、それを受けて、清須市長より農業委員会に意見を求めるものです。いわゆる「農用地の除外」の手続きで、農用地区域を農用地でないものにする手続きです。この農用地の除外には、5つの要件があり、「① 他の土地で代えることが困難なこと」「② 農用地の集団化、農作業の効率化に支障がないこと」「③ 農用地の利用集積に支障がないこと」「④ 土地改良施設の機能に支障がないこと」「⑤土地改良事業の完了後8年を経過していること」です。

申出の場所は、春日西牧南___番で、面積319㎡です。申出人の祖父が所有する土地に住宅を建築したいとしての申請です。位置は、県道一場中小田井線か北に50m、五条川右岸から西に180mの距離に位置し、既存集落の周辺部にあたり、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であります。運用通知の「エ- (ア)- b -(b)」に該当します。

申出人は、現在稲沢市内に借家で夫と二人で住んでいますが、生活の中で身の回りものが増え、また家族が増えることも見すえ、生活基盤を変えたいと思い両親に相談しました。家族と相談したところ、自分も含め姉妹3人で、長女は既に結婚し実家から離れて生活し、三女は後継ぎとして実家にいます。また隣の農地もいずれは三

女が結婚した時に増築用として計画を立てている中、祖父が快く自分の所有している当該地を勧められ、今回の申請となりました。申出者の父、祖父所有である農地はありますが、火葬場予定地及び地元の会社からの転用計画中のことでのこの場所を選定しました。以上、説明を終わります。

会長 説明が終わりました。この案件について、ご質問、ご意見などございましたらお伺いいたします。この案件の地元は後藤末秋委員ですが。

後藤委員 特に問題はありますが、側溝の環境整備に努めてもらいたいです。ここの区画は宅地化が進みつつあるので、努力を求めます。

会長 はい、では事務局からそのように連絡してください。その他、この案件について、ご質問、ご意見などございましたらお伺いいたします。ご意見ございませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として承認してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、承認することといたします。

続いて、「議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案書20ページ、番号8をご覧ください。申請地は、春日富士塚____番、登記、現況ともに田で、面積は261㎡です。申請人は議案記載のとおりで、所有権移転を目的とした申請です。

譲渡人は、健康上の理由及び高齢のため、農業に従事することが困難であり、譲受人は自己所有地の隣地であり一体利用が可能であるとのことで、今回の申請となりました。

譲受人は、農機具一式一台を所有し、本人は300日の従事日数、営農の規模は、この度の面積を含め耕作面積47.1a、通作距離320m、通作時間4分です。また、申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。以上、説明を終わります。

会長 説明が終わりました。この案件について、ご質問、ご意見などございましたらお伺いいたします。この案件の地元は星野満委員ですが。

星野委員 別段問題ありません。

会長 他に何かご質問、ご意見などございませんか。なければ、この案

件について、当農業委員会として許可相当としてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、許可といたします。

続いて、「議案第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請」に入ります。事務局に説明を求めます。

事務局 議案書21ページ、番号6をご覧ください。この案件については、平成28年10月25日に行われた、農用地を除外するための「尾張地域農業振興地域整備対策班会議」において、審議の結果、「除外やむを得ない」との回答を受け、今回、農地転用の許可申請をされたものです。

申請地は一場御園____番、登記畑、現況畑で面積589㎡です。申請人が所有する土地に農家住宅を建築したいとしての申請です。位置は、県道190号名古屋一宮線から西に300m、名古屋環状2号線から北に300mの距離に位置し、既存集落の周辺部にあたります。運用通知の「イ-(イ)-c-(e)」に該当します。

申請人は、一場地内に居住しているものの、居宅とは別の場所に農業用倉庫を借りているおり、作業場効率が悪いこと、現在耕作している農地の近くに居宅と農業用倉庫を構え、効率よく農業に従事したいとの希望です。また、将来の申出者夫婦の介護を見据え、娘夫婦が同居することとなり、現在の居宅敷地では、狭小であることから、今回の申出となりました。また、一般基準についても他法令の許可見込みがあるなど、特段の問題はありません。以上、説明を終わります。

会長 説明が終わりました。この案件の地元は加藤重雄委員ですが、別に問題ないです。

加藤重雄委員 他に何かご質問、ご意見などございませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として許可相当としてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、許可相当との意見を付して県に進達することといたします。

続いて、「議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請」に入ります。番号16から19まで4件ありますので1件ずつ事務局

に説明を求めます。

事務局 はい会長。では続きまして議案書22ページ、番号16をご覧ください。この案件については、平成29年1月25日に行われた、農用地を除外するための尾張地域農業振興地域整備対策班会議において、審議の結果、除外やむを得ないとの回答を受け、今回、農地転用の許可申請をされたものです。

申請地は春日八幡____番、登記畑、現況畑で面積495㎡です。譲受人、譲渡人は記載のとおりで、駐車場を計画するため、賃借権の設定を目的とした農地転用です。

現在、こども園を運営している春日八幡裏____番地外の南側隣地に駐車場を拡大したいとしての申請です。位置は清須市役所春日支所から南西300mに位置し3種農地となり、運用通知の「エ-(ア)- a-(b)」に該当します。

譲受人は、平成29年度4月に、35名の新3歳児を受け入れる予定です。この新年度を迎えるにあたり、送迎用バス1台増車し、職員用の駐車場は5台分の駐車場を確保し、保護者用駐車場も10台分に拡大する計画です。一般基準及び他法令など、特段の問題はありません。以上、説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。番号16の地元は後藤末秋委員ですが。

後藤末秋委員 11月の委員会で農用地の変更を議題としています。向かいに民家がありますので、騒音に気をつけてください。

会長 他に何かご質問、ご意見等ありませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として許可相当としてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について許可相当との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして番号17について事務局に説明を求めます。

事務局 はい会長。では続きまして番号17をご覧ください。申請地は春日川中____番、登記田、現況田で面積251㎡、春日川中____番、登記田、現況田で面積257㎡です。譲受人、譲渡人は記載のとおりで、駐車場を設置するための賃借権設定を目的とした農地転用です。

譲受人は、本社を春日焼田____番地に置き、新車、中古車の販売買取をしています。現在、お客様のニーズにあった展示車を増車

し、発注台数に対して駐車スペースが不足するなど、従業員用の駐車場を一時利用し工面しています。今後もこの推移で事業展開すると道路交通の支障や近隣住民への迷惑になると考え、土地所有者に相談したところ快諾していただきました。

申請地は、市街化調整区域で、名古屋高速16号一宮線春日出口より概ね180m以内の区域にある農地です。農地区分は、「運用通知第2の1の(1) エ-(ア)- a -(b)」で、「インターチェンジなどから300m以内の区域にある農地」に該当するため、第3種農地と判断でき、原則許可となります。また、一般基準についても特段の問題はありません。以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号17の地元は加藤和伸委員ですが。

加藤和伸委員 はい、問題ありません。

会 長 他に何かご意見などございませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、番号18について事務局に説明を求めます。

事 務 局 はい会長。では続きまして番号18をご覧ください。申請地は春日新田___番、登記田、現況田で面積279㎡です。譲受人、譲渡人は記載のとおりで、駐車場を設置するための所有権移転を目的とした農地転用です。

譲受人は、本社を北名古屋市沖村八反___番地に置き、解体作業を主に行っていますが、清須市春日江先にある_____様から重機をリースするなど活動拠点が清須市春日江先になり、通勤する従業員7人分の駐車スペースがなく苦慮していたところ、_____様の近隣の申請地である土地所有者に相談したところ快諾していただきました。

申請地は、市街化調整区域で、住宅、店舗、事業所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地で、「運用通知第2の1の(1) エ-(ア)- b -(a)」に該当するため、第3種農地と判断でき、原則許可となります。また、一般基準についても特段の問題はありません。以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。番号18の地元は星野満委員ですが。

星野満委員 別に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などございませんか。なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、番号19について事務局に説明を求めます。

事務局 議案書23ページ、番号19をご覧ください。申請地は春日新田____番、登記田、現況田で面積490㎡です。譲受人、譲渡人は記載のとおりで、駐車場を設置するための所有権移転を目的とした農地転用です。

譲受人は、本社を春日江先____番地に置き、建設機械の販売及びリース並びに修理を主に営業いたしております。年々修理、買取車輛が増え、その置場に苦慮し、さらには新規事業として建設業のうち土木建設、解体工事業にも力を入れる方針も決定し、それに伴う従業員の通勤者も置く場所がなく、他の土地に目を向けたところ、申請地である土地所有者に相談したところ快諾していただきました。

申請地は、市街化調整区域で、住宅、店舗、事業所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地で、「運用通知第2の1の(1) エ-(ア)-b-(a)」に該当するため、第3種農地と判断でき、原則許可となります。また、一般基準についても特段の問題はありません。以上、説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。こちらも地元は星野満委員ですが。

星野満委員 別段問題ありません。

会 長 他に何かご意見などございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。これをもちまして、議決案件については終了いたします。

続きまして、「(2) 報告案件」に入ります。「報告第33号 農地

法第4条第1項第7号の規定による届出」について、読み上げますから地区の担当委員さんは何かありましたらお願いします。

30番、西枇杷島町城並三丁目___番、登記田、現況畑です。

渡 辺 委 員

問題ありません。

会 長

31番、西田中白山___番、登記現況ともに田です。

中 野 委 員

問題ありません。

会 長

32番朝日愛宕___番、___番、登記田、現況宅地、始末書添付の届出です。

猪 子 委 員

問題ありません。

会 長

33番、一場御園___番、___番、___番、___番と___番、5筆とも登記、現況ともに畑です。

加 藤 重 雄 委 員

問題ありません。同じところですので38番まで問題ありません。

会 長

問題ありませんか。

加 藤 重 雄 委 員

はい。

会 長

以上の件について、他に何か質問等ありませんか。質問等がなければ、異議なしとさせていただきます本委員会として承認いたします。

続きまして、「報告第34号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

129番、清洲御船頭___番、登記、現況とも田で、宮田用水決済賦課金済みです。

横 井 忠 勝 委 員

いいんですけど、ヒューム管をぎりぎりに入れてあるもので、15cmほど突出させてください。

会 長

130番、上条二丁目___番、登記、現況とも畑です。

石 塚 委 員

はい、問題ありません。

会 長

131番、桃栄四丁目___番、登記、現況とも畑です。

齊 藤 委 員

問題ありません。

会 長

132番、花水木一丁目___番、登記、現況とも畑で、福田悪水決済賦課金済みです。

石 黒 委 員

はい、いいですよ。

会 長

133番、西枇杷島町古城二丁目___番、登記、現況とも畑です。

渡 辺 委 員

問題ありません。

会 長

134番、一場神明前___番、___番、登記田、現況畑です。

加 藤 重 雄 委 員

別に問題ないです。

会 長

135番、西田中本城___番、登記畑、現況雑種地、再転用です。

中野委員 問題ありません。大丈夫です。

会長 136番、西堀江立割___番、登記田、現況宅地、始末書添付です。

齊藤委員 工場の敷地内ですので確認できません。

会長 137番、西枇杷島町城並二丁目___番、登記、現況とも田です。

渡辺委員 はい、問題ありません。次のも一緒です。

会長 139番、西堀江大平___番、___番、___番、___番、西堀江立割___番、___番の6筆で、ともに登記田、現況宅地で、始末書添付です。

齊藤委員 これも_____様の敷地（工場敷地）ですので確認できませんでした。

会長 140番、桃栄四丁目___番、登記、現況とも畑です。

齊藤委員 これオーケーです。

会長 141番、西市場二丁目___番、登記、現況とも畑です。

事務局 花木委員に代わりまして、現地確認したところ問題ありません。次の142番も同様です。

会長 143番、一場御園___番、___番、登記、現況とも畑です。

加藤重雄委員 別に問題ありません。それでね、151番まで同じ区域ですので。

会長 152番、春日夢の森___番、登記畑、現況雑種地、___番、登記雑種地、現況畑で、始末書添付です。

後藤末秋委員 全然問題ありません。

会長 153番、上条二丁目___番、登記現況とも畑です。

石塚委員 特に問題ありません。

会長 以上の件について他に何か質問等ございませんか。質問がなければ、異議なしとさせていただきます本委員会として承認いたします。

続いて「報告第35号 農地改良の届出」について、阿原神門___番、田から畑への改良で、もう1件は、西田中白山___番、こちらも田から畑への改良です。事後の届出ですので読み上げのみとします。

これで、本日予定されておりましたすべての議案が終了しました。この際、何か質問・意見などございませんか。

なければ、「3 その他」に移ります。事務局からお願いします。

事務局 前回の会議で見にくいと指摘がありました意向調査などについての一覧を再度配布します。備考欄に説明を追記し、農地でないところは最終のページにまとめました。今後の参考にしてください。な

お、個人情報については委員さん自身の活動に使う分には問題ないものの、第三者に見せたり伝えたりしないよう配慮をお願いします。

会 長 それでは次回の開催について確認します。平成29年3月21日、火曜日、午後2時から、場所は清須市役所南館3階第1会議室にて開催予定です。この会議室の向かいになりますので、よろしく申し上げます。

それでは以上をもちまして、平成28年度第11回農業委員会を閉会します。

—終了時刻午後3時10分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な個人名などは「_____様」、地番は「____番」との表記で省略して記載しています。